

令和8年第1回定例会の提出議案等と審議結果

●全会一致で可決した議案

議案番号	議案名	議決結果	議案番号	議案名	議決結果
第4号議案	専決処分の承認を求めることについて(令和7年度ふじみ野市一般会計補正予算(第7号))	承認	第23号議案	ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例	可決
第5号議案	令和7年度ふじみ野市一般会計補正予算(第8号)	可決	第26号議案	令和8年度ふじみ野市介護保険特別会計予算	可決
第6号議案	令和7年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決	第28号議案	令和8年度ふじみ野市水道事業会計予算	可決
第7号議案	令和7年度ふじみ野市介護保険特別会計補正予算(第3号)	可決	第29号議案	令和8年度ふじみ野市下水道事業会計予算	可決
第8号議案	令和7年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	可決	第30号議案	財産の譲与及び無償貸付について	可決
第9号議案	令和7年度ふじみ野市水道事業会計補正予算(第4号)	可決	第31号議案	ふじみ野市道路線の認定について	可決
第10号議案	令和7年度ふじみ野市下水道事業会計補正予算(第3号)	可決	第32号議案	教育委員会委員の任命について	同意
第12号議案	ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例の一部を改正する条例	可決	第33号議案	監査委員の選任について	同意
第13号議案	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	可決	第34号議案	ふじみ野市防災行政無線設備等更新工事請負契約の締結について	可決
第14号議案	ふじみ野市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	可決	第36号議案	ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館改修(設備)工事請負契約の締結について	可決
第17号議案	ふじみ野市介護保険条例の一部を改正する条例	可決	第37号議案	財産の取得について	可決
第18号議案	ふじみ野市立児童発達・発達支援センター条例の一部を改正する条例	可決	第38号議案	副市長の選任について	同意
第20号議案	ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	可決	第39号議案	教育長の任命について	同意
第21号議案	ふじみ野市立学校設置条例の一部を改正する条例	可決	第40号議案	令和7年度ふじみ野市一般会計補正予算(第9号)	可決
第22号議案	ふじみ野市障害児就学支援委員会条例の一部を改正する条例	可決	議案第1号	地域計画の実現を求める意見書	可決

●賛否が分かれた議案等

○：賛成 ×：反対

議案等番号	議案等名	議決結果	青藍会					自由清進の会					公明党		日本共産党		倉庫に属さない						
			野口一也	田中早苗	川島秀男	前田広子	鈴木宏樹	板倉篤	加藤恵一	小林憲人	山田敏夫	小林久美	坪田敏孝	近藤善則	原田雄一	鈴木啓太郎	古越孝子	鈴木美恵	川畑京子	床井紀範	塚越洋一	金濱高頭	民部佳代
第11号議案	ふじみ野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第15号議案	ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第16号議案	ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第19号議案	ふじみ野市都市公園条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第24号議案	令和8年度ふじみ野市一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第25号議案	令和8年度ふじみ野市国民健康保険特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第27号議案	令和8年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第35号議案	ふじみ野市第2運動公園体育館及び武道館改修(建築)工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第1号	ココネに投票所の新設を求める請願	不採択	×	×	×	×	×	×	退席	議長	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	

※議長は採決には加わっていません。

条例改正

賛成多数で可決

国民健康保険制度の安定運営

市国民健康保険条例の一部改正

第3期県国民健康保険運営方針に基づいて、収納率格差以外の項目を統一することを見据え、市国民健康保険条例の一部が改正されました。

問 国保税の他自治体との比較は。 答 県内の平均的な税率は、所得割が12・69%、均等割が7万2076円になる予定であり、本市は所得割が12・52%、均等割が6万9400円となるため、条例改正後も本市の保険税率は開示されている県内平均よりも低い水準である。

問 低所得者への軽減策は。 答 制度上は7割、5割、2割の軽減制度がある。また、未就学児に対する均等割の5割軽減の措置がある。両方の軽減が適用されれば、最大8・5割を軽減する仕組みがある。

問 今後の取り組みは。 答 引き続き保険者努力支援制度交付金の獲得を始め、医療費の適正化、ヘルスアップ事業の取り組みを進めていきたい。



国民健康保険などの市民窓口

条例改正

賛成多数で可決

体育館の環境改善に伴う料金改定

市立スポーツセンター条例の一部改正

安全で快適にスポーツができる環境を整えるため、総合体育館アリーナに空調設備が設置されます。そのことにより、施設の使用料の見直しが行われます。

問 条例改正の主な内容は。 答 総合体育館アリーナに空調設備を設置することに伴い、利用者の安全確保と快適な利用環境の向上を図るため、使用料を見直す。

問 空調設置による効果は。 答 夏季の猛暑や冬季の寒さの中でも温度管理が可能となり、安全で快適なスポーツ環境の向上が期待される。

問 使用料の算定の根拠は。 答 現在のアリーナ6分の1面400円に、空調のランニングコストを加えて算定した。本来は約950円となるが、急激な負担増を避けるため、上限の2倍である800円に設定した。

問 利用団体への影響や配慮は。 答 スポーツ協会など利用者の意見

も参考に検討した。子どもが利用する場合は、これまでどおり使用料を半額とする。 問 個人用ロッカーの扱いは。 答 利用が少なかったため使用料を廃止し、102区画の個人用ロッカーを無料で利用できるようにする。 問 利用者への周知は。 答 説明会や市報、ホームページなどで周知し、利用者にとって不便のないよう図っていきたくて考えている。



より快適なスポーツセンターへ